

APEC エンジニア (建築構造技術者)  
申請者／登録者のための  
継続的な専門能力開発について

(CPD 申請のご案内)

APEC エンジニア  
建築エンジニア資格委員会事務局  
公益財団法人建築技術教育普及センター

APEC エンジニアの7要件の1つに『継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること』があります。

「継続的な専門能力開発」はCPD（Continuing Professional Development）と呼ばれており、APEC エンジニアは、CPDに努めることが求められています。

この要件を満たすためには、以下のことを確認することになります。（以下、時間はいずれも「重み付け係数」を考慮した時間をいう。）

- ①新規審査申請時には、「新規審査申請時より遡った2年間に100時間以上のCPDを実施していること」
- ②登録の更新又は再登録審査申請時には、「登録の更新又は再登録審査申請時より遡った5年間に250時間以上のCPDを実施していること」
- ③遡及更新登録審査申請時には、「遡及更新登録審査申請時より遡った6年間に300時間以上のCPDを実施していること」

APEC エンジニアの登録の更新を希望する方は、適宜CPDを実施するとともに、その記録等に努め、更新申請に備えて下さい。

※「審査申請時より遡った2年間」などの期間は、各申請者の申請日ではなく審査申請書受付開始日の前日までの期間です。

※「再登録」及び「遡及更新登録」については、建築技術教育普及センターホームページ (<http://www.jaic.or.jp>) 『「遡及更新登録」「再登録」のご案内（登録の有効期限が満了された方へ）』をご覧ください。

## 目 次

1. CPDの目的	1
2. CPDの定義	1
3. CPDの形態と分野	1
(1) CPDの形態	1
(2) CPDの分野	1
4. CPDの実施	2
(1) CPD時間数	2
(2) CPDの要件	2
(3) CPD時間数の上限	2
5. 審査対象CPD期間	2
6. CPDの記録と保管	3
(1) CPDの記録	3
(2) 証明書類の保管	3
7. CPDの認否実例・注意事項等	4
【認否事例等】	4
【記入・入力に当たっての注意事項】	4
8. 建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度	6
(1) 建築CPD情報提供制度について	6
(2) 対象となる出席記録	6
(3) 参加登録料	6
(4) 制度への参加を承諾しない場合	6
表1. CPDの形態とCPD時間数（重み付け係数）	7
表2. CPDの分野	8

## 1. CPD の目的

建築構造分野の APEC エンジニアとして求められる CPD は、下記の事項に対応して、必要な知識の習得・技能の維持向上を行うことを目的としています。

- ・ 技術の進歩
- ・ 消費者ニーズの多様化
- ・ 法令改正等社会状況の変化
- ・ 安全で良質な建築ストックの確保
- ・ エンジニアに対する信用の確保・増大
- ・ 知識・技能の国際水準の確保 等

## 2. CPD の定義

建築構造分野の APEC エンジニアに必要な CPD は、次のように定義することができます。

- ① CPD とは、建築構造技術者として専門的かつ技術的業務を遂行するために必要な知識の習得及び技能の維持向上並びに個人能力を開発するものです。
- ② 建築構造技術者である APEC エンジニアに必要とされる CPD は、次のいずれかである必要があります。
  - ・ 建築構造技術者である APEC エンジニアが行う業務と関係したもの
  - ・ 他のエンジニアの CPD に貢献する等、技術的側面で社会に貢献することにより自己の能力の開発と向上につながるもの

## 3. CPD の形態と分野

### (1) CPD の形態

CPD の形態は、下表のように4つに分類されます。

形態	内容
参加学習型	提供されたプログラムを受講するもの
情報提供型	研究成果など自らの知識・技能を他のエンジニア等に提供・講義等するもの
自己学習型	個人的に学習するもの
実務学習型	建築構造に関する実務経験のうち、CPD としての効果が見込まれるもの

### (2) CPD の分野

CPD の内容は下記の通り分類されます。

- I. 倫理・法令
- II. 専門学術・技術
- III. 総合管理
- IV. その他建築関連

「CPD の形態及び分野」について、毎年バランスよく実施するよう心がけて下さい。

詳しくは、「表 1. CPD の形態と CPD 時間数 (重み付け係数)」及び「表 2. CPD の分野」(P.7~8) をご覧下さい。

## 4. CPD の実施

### (1) CPD 時間数

CPD 時間数とは、実際に CPD に費やした時間（実時間）に、形態（プログラム）ごとの CPD の効果の程度を考慮した重み付け係数を乗じた時間数のことをいいます。重み付け係数については、「表 1. CPD の形態と CPD 時間数（重み付け係数）」(P.7) をご覧ください。

CPD の分類については、申請書を審査した結果、申請者が記入したのから変わる場合があります。

### (2) CPD の要件

#### ①新規の申請に必要な CPD 時間数

審査申請時より直近 2 年間に 100 時間以上（目安として 1 年で 50 時間）

#### ②登録の更新又は再登録に必要な CPD 時間数

登録有効期間の 5 年間に 250 時間以上（目安として 1 年で 50 時間）

#### ③遡及更新登録に必要な CPD 時間数

登録有効期間の 6 年間に 300 時間以上（目安として 1 年で 50 時間）

### (3) CPD 時間数の上限

幅広い知識の習得及び技能の維持向上を目指した CPD の実施を促すために、CPD の形態のうち自己学習型及び実務学習型の CPD 時間数については、上限値を設定しています。

上限値は、下表のとおりです。

形態の分類	新規	登録の更新又は再登録	遡及更新登録
自己学習型	50 時間／2 年 (目安として 1 年で 25 時間)	125 時間／5 年 (目安として 1 年で 25 時間)	150 時間／6 年 (目安として 1 年で 25 時間)
実務学習型	30 時間／2 年 (目安として 1 年で 15 時間)	75 時間／5 年 (目安として 1 年で 15 時間)	90 時間／6 年 (目安として 1 年で 15 時間)

## 5. 審査対象 CPD 期間

### ①新規の審査

新規審査申請の際には、「新規審査申請時より遡った 2 年間に 100 時間以上の CPD を実施していること」を確認します。

(例) 2018 年度新規審査の場合

審査対象 CPD 期間	2017 年 10 月～2019 年 9 月 (2 年間)
-------------	-------------------------------

### ②更新の審査及び再登録の審査

登録の更新または再登録の審査の際には、「登録の更新または再登録の審査申請時より遡った 5 年間に 250 時間以上の CPD を実施していること」を確認することになります。

(例) 2019 年度更新審査の場合（登録の有効期限が 2020 年 3 月 31 日の方、または登録が失効している方）

審査対象 CPD 期間	2014 年 10 月～2019 年 9 月 (5 年間)
-------------	-------------------------------

### ③遡及更新登録の審査

遡及更新登録の審査の際には、「遡及更新登録の審査申請時より遡った6年間に300時間以上のCPDを実施していること」を確認することになります。

(例) 2019年度更新審査の場合(登録の有効期限が2019年3月31日の方(登録が失効してから1年未満の方))

審査対象 CPD 期間	2013年10月～2019年9月 (6年間)
-------------	------------------------

※審査対象 CPD 期間内に実施された CPD についてのみ、審査の対象となります。

## 6. CPD の記録と保管

### (1) CPD の記録

建築技術教育普及センターでは、APEC エンジニア登録者の CPD 記録管理のため、インターネットを使用した「CPD 情報システム」を運用しています。APEC エンジニアに登録された方は、登録の更新の際、CPD を満足すべきレベルで実施していることが求められますので、「CPD 情報システム」を活用した CPD の記録を行って下さい。

CPD 情報システムの活用には、各登録者のユーザーID とパスワードを入力して行うことになります。使用方法等の詳細は、建築技術教育普及センターホームページ(<http://www.jaic.or.jp/>)「CPD 情報システム」をご覧ください。

#### ア) 「建築 CPD (継続能力/職能開発) 情報提供制度」として認定された講習会等への出席記録

「建築 CPD (継続能力/職能開発) 情報提供制度 (以下、「建築 CPD 情報提供制度」という。)」として認定されたプログラム (以下、「認定プログラム」という。) に出席した場合は、プロバイダーが用意した名簿に「ユーザーID」と「氏名 (姓カナ、名カナ)」を記入して下さい。

認定プログラムへの出席記録は、プロバイダーから事務局に送付される出席者データに基づいて登録されますので、CPD 情報システムを利用して入力する必要はありません。重複して申請しないようご注意ください。(ただし、APEC エンジニアとしての登録が失効した時点で建築 CPD 情報提供制度の参加登録が無効となることに伴い、認定プログラムへの出席記録は登録されません。)

認定プログラムは改めて審査することなく、APEC エンジニアの CPD として承認されます。承認された CPD の時間数は、随時オンラインで確認ができます。

建築 CPD 情報提供制度及び認定プログラム一覧については、建築技術教育普及センターホームページ(<http://www.jaic.or.jp/>)「建築 CPD (継続能力/職能開発) 情報提供制度」をご覧ください。

#### イ) 認定プログラム以外の CPD 記録の申請について

認定プログラム以外の CPD については、申請者自身が「CPD 情報システム」に入力することによって申請して下さい。普段から CPD 情報システムを活用して、CPD の記録を行って下さい。

### (2) 証明書類の保管

審査の過程で CPD の実施を証明する書類の提出を求める場合がありますので、講習会の受講証、シンポジウムの参加証、論文の写し等は、保管しておくようにして下さい。

なお、無作為抽出した一定の割合の方については、CPD 実施状況について、より詳細な審査を行う場合があります。

## 7. CPD の認否実例・注意事項等

過去の申請における CPD 実施記録の認否事例等及び記入・入力に当たっての注意事項等を下記のとおりです。必ずご確認のうえ、記入・入力をして下さい。

### 【認否事例等】

- ・ APEC エンジニアの CPD に該当しないと考えられるプログラムは、否認されます。

#### 否認された事例

(定期的開催される一般的な会議等で、個々の内容が特定・確認できないもの。)

(特定の分野に関する内容もしくは一般的な内容の講習会等で、建築構造技術等との関係性が希薄なもの。)

(経営や運営を目的とした業務上の営業活動や社内会議等 (〇〇業務会議、〇〇課長会議、〇〇本支店会議等)) ※業務上の社内会議等を CPD として申請される場合は、経営や運営以外の会議の内容を、内容欄に詳しく記述して下さい。

(組織の役員会、理事会、運営会等、会の運営を目的とするものや実質的な内容の記載がないもの。)

(ホームページ運営や作成方法の講習会・委員会等)

(資格試験の監督等)

(団体の役職 (副会長等) や管理建築士としての日常の業務を記述したにすぎないもの。)

- ・ 内容が不明のもの、記述が不十分のもの及び建築構造技術者としての必要性が不明のものは、否認されるおそれがあります。指定の文字数において、内容等が判断できるように記述して下さい。

### 【記入・入力に当たっての注意事項】

- ・ 各欄について、記入・入力漏れがないように必ず確認して下さい。(入力不要の欄を除く。)
- ・ 実施開始日時は実施した日時を正確に記入・入力して下さい。(対象期間内のプログラムを申請して下さい。)
- ・ **重み付け係数をかけない実施時間数**にて記入・入力して下さい。
- ・ 研修時間は、移動や食事等に要した時間を除き、実施に要した時間を記入・入力して下さい。
- ・ 同一の内容を重複して申請、また同一日時に異なったプログラムを申請しないよう必ず確認して下さい。
- ・ 形態、分野は、「表 1. CPD の形態と CPD 時間数 (重み付け係数)」及び「表 2. CPD の分野」(P.7~8) と対応する項目で申請して下さい。(対応しない項目での申請は否認されるおそれがあります。)
- ・ プログラム名、主催及び内容が外国語の場合には、和訳も記入・入力して下さい。
- ・ 委員会内に設置される組織 (以下「部会等」という。) における調査、評定等の記録を行う際には、「プログラム名」欄に委員会名及び部会等の名称を記入して下さい。
- ・ 大学、大学院における聴講は、「参加学習型 講習会」に分類し、新しい知見を得たことが判断できる内容を記述して下さい。

1) 各プログラムの上限時間について

講習会、見学会	<p>一日上限 <b>6時間</b></p> <p>(一日 6 時間以上行った場合でも、6 時間/日にて申請して下さい。)</p> <p>※講習会については、「講習」は認められますが、「修了考査」は認められませんので、修了考査の時間を除いて下さい。一級建築士定期講習、構造設計一級建築士定期講習については、5 時間となります。</p>
執筆	1 プログラム当たり上限 <b>100 時間を目安</b>
専門書誌等講読	<p>1 プログラム当たり上限 <b>12 時間/年</b></p> <p>(専門誌の定期購読を一括申請される場合は、1 年分合わせて 12 時間を上限とします。)</p> <p>(自主的な見学は、一日上限 6 時間とします。)</p>

2) 文字数や記入内容について

参加学習型又は 情報提供型の場合	プログラム名	講習会名等を記入
	主催	主催団体名、出版社名等を記入
	内容 (200 文字以内)	講習会等の内容を <b>180 字程度</b> で記入
	修得した内容 (200 文字以内)	「同上」と記入
自己学習型の場合	プログラム名	書籍、通信教育名等を記入
	主催	著者、出版社名等を記入
	内容 (200 文字以内)	内容について <b>180 字程度</b> で記入のこと。
	修得した内容 (200 文字以内)	修得した内容について <b>180 字程度</b> で記入
実務学習型	プログラム名	プロジェクト等の名称を記入
	主催	会社、部署名等を記入
	内容 (200 文字以内)	建物概要 (延床面積、階数、構造種別、用途等) を <b>50 字程度</b> で記入。
	修得した内容 (200 文字以内)	修得した内容について <b>180 字程度</b> で記入

## 8. 建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度

APEC エンジニアは、自動的に建築 CPD 情報提供制度に参加登録されます。ただし、登録者から制度への参加を承諾しない旨の申し出がある場合（(4) 参照）を除きます。

なお、APEC エンジニアは、新規登録時に建築 CPD 情報提供制度に自動的に（不参加を希望された方を除く。）に参加登録されますが、APEC エンジニアとしての登録が失効した時点で、建築 CPD 情報提供制度の参加登録は無効となります。（ただし、「CPD 情報システム」は引き続き利用可能であり、APEC エンジニアとしての登録が失効している方が CPD の記録を行うことは可能です。）

### (1) 建築 CPD 情報提供制度について

建築 CPD 情報提供制度とは、制度参加登録者が認定プログラムに出席した記録を統合的に管理し、必要に応じて、その実績を証明する制度です。

建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績証明書は、国土交通省の官庁営繕事業に係る設計・工事監理業務の発注及び建築工事等の発注に際して活用されている他、38 都道府県及び 26 主要市において設計・工事監理業務の発注、建築工事の発注等で活用されています。

### (2) 対象となる出席記録

認定プログラムへの出席記録（受付時に名簿へ記載したもの）が対象となります。

CPD 情報システムにおいて自ら申請した出席記録については、証明の対象になりませんので、ご注意ください。

### (3) 参加登録料

APEC エンジニア登録者の建築 CPD 情報提供制度への参加登録料は、無料です。

### (4) 制度への参加を承諾しない場合

制度への参加を承諾しない場合には、下記へご連絡下さい。（お申し出のない場合、APEC エンジニア登録簿に登録された段階で、自動的に制度への参加を承諾したものとします。）

APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局

（公益財団法人建築技術教育普及センター）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

Tel 03-6261-3310（代表） Fax 03-6261-3320

APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局（(公財) 建築技術教育普及センター）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

電話 03（6261）3310（代表）

URL <https://www.jaic.or.jp/>



表 1. CPD の形態と CPD 時間数 (重み付け係数)

形態	分類 (※1)		重み付け係数	内 容
参加学習型 (上限なし)	1-1	特別認定講習会	×1	特別認定講習会 ※「1-1 特別認定講習会」とは、内容の厳選された講習会として建築 CPD 情報提供制度で認定されたプログラムです。この形態で自己申請する必要はありません。
	1-2	講習会	×1	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修 (所属組織内における技術・研究発表会、研修会)、通信教育等
	1-3	見学会	×1	見学会、国内外視察旅行、企業内研修 (所属組織内における見学会、国内外視察旅行) ※「1-3 見学会」は、見学・視察対象に関する専門家の解説や質疑応答が用意されているものが該当します。自主的に行う見学等は、「3-1 専門書誌講読等」にて申請して下さい。
情報提供型 (上限なし)	2-1	講師 (※2)	×3	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表等、企業内研修 (所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察旅行) 見学会・国内外視察旅行の講師
	2-2	執筆	×1	論文、機関紙、本・雑誌等の執筆
	2-3	委員会等 (※2)	×2	建築関係団体内における委員会等への出席
	2-4	社会貢献	×3	震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動
自己学習型 (上限あり)	3-1	専門書誌講読等	×1	・専門書、各団体の機関誌・雑誌記事等の読書 ・建物、展示会、展覧会の見学 (自主的に行うもの) 上限：(新規) 計 50 時間/2 年 (更新) 計 125 時間/5 年
実務学習型 (上限あり)	4-1	建築構造に係る重要業務	×1/10	・構造計算適合性判定業務 ・「2年間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験」相当の実務経験 (※3) (APEC エンジニア相当) 上限：(新規) 計 30 時間/2 年 (更新) 計 75 時間/5 年

※1. 分類は、CPD の内容を審査した上で、申請者が記入したものから変わる場合があります。

※2. 2-1 及び 2-3 のプログラムを実施するにあたり、特にその準備等に時間を要した場合は、該当する他の種別 2-2 及び 3-1 で記録することができます。

※3. APEC エンジニアの 7 要件の 1 つ「少なくとも 2 年間の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験」に相当する内容のもので申請時より遡った 5 年間に行われたものです。具体的には、建築構造に関する業務で以下の 3 項目のいずれかに相当するものとします。

- a. 比較的小さな規模の業務について、企画、計画、設計、管理、監理、調整などの大半を実施した経験
- b. 比較的規模の大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などを行った経験
- c. 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複雑な領域にまたがる業務などを実施した経験

表2. CPD の分野

分 野	内 容	
I. 倫理／法令分野	倫理	
	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
	その他	
II. 専門学術／技術分野	設計／監理分野 (構造系)	力学・動力学、構造解析学、構造材料学、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術、構造系その他
	施工管理分野 (建築系)	
III. 総合管理分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、ファシリティマネジメント、その他
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他
IV. 関連分野	設計／監理分野 (計画系)	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存、景観、福祉、環境、計画系その他
	設計／監理分野 (設備系)	空調
		衛生
		電気
		輸送
		全般
		その他
	施工管理分野 (設備系)	
関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア <sup>(注1)</sup> 、工学技術に関する外国語 <sup>(注2)</sup> 、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他	

(注1) 建築構造業務に関連したコンピュータソフトウェア (例：構造解析等) に限る (パソコン自体やワープロソフト等の使い方等は認めない)。

(注2) 他国のエンジニアと意思疎通を図る場合 (例：外国語によるプレゼンテーション等) に必要な技術的要素の含まれた教育に限る (単なる英会話は認めない)。